

## 鎌倉市移動支援サービス Q & A

Q & A の回答については、一般的な解釈を示したものです。利用者個々の障害状況や家庭内の状況に応じて、記載された内容と異なる判断をする場合がありますので、あらかじめご了承ください。判断に迷う場合は障害福祉課までご相談ください。

### Q 1 移動支援のサービス内容とはどのようなものですか。

- A 1
- ・ 外出時の移動の介助や外出先での排泄、食事等の介助。
  - ・ 外出中やその前後におけるコミュニケーション支援（代筆、代読等）。
  - ・ 外出に伴い、必要と認められるその前後の身の回りの世話や整理。

### Q 2 1 回の利用時間制限はありますか。

- A 2
- 原則として 1 日（事業者の営業時間中に利用者宅等を出発し、当該営業時間中に帰宅できる範囲内）で用務を終えるものとします。

### Q 3 宿泊を伴う旅行等に利用できますか。

- A 3
- 宿泊を伴う場合であっても、目的地までの往復の移動及び目的地での移動に伴う支援について利用できます。ただし、介護を必要としない待機時間や、就寝時間等は算定の対象外です。なお、ガイドヘルパーの旅行費用や食事代等については、別途事業者と利用者との間で協議してください。

### Q 4 支給決定量の上限を超える利用はできますか。

- A 4
- 支給決定量の上限を超える利用はできません。
- なお、支給決定量を超えて利用したい場合は、市から支給を行わないため、利用者は別途事業者との契約により利用をすることができますが、超えた部分については利用者が事業者に対して実費での支払いが必要です。

**Q 5 キャンセル料を利用者に請求することができますか。**

- A 5 契約時に事業者が利用者との間での取り決めをしたうえで、一定のキャンセル料を請求することは可能です。
- ただし、キャンセルとなった場合、支援が発生していないため、算定の対象外（市への請求は不可）です。

**Q 6 定期外通院の利用はできますか。**

- A 6 できます。
- なお、恒常的、定期的な通院に係る外出での利用はできません。恒常的、定期的な通院は、介護給付（居宅介護（通院等介助）、同行援護、行動援護）での利用が優先となります。

**Q 7 定期外通院の場合、病院内介助ができますか。**

- A 7 できません。病院内の移動等の介助は、基本的には院内スタッフにより対応されるべきものです。
- ただし、院内スタッフ等による対応が難しく、利用者が介助を必要とする心身の状態であること等に該当した場合は、算定対象となります。個々の状態によりしますので、事前に障害福祉課にご相談ください。

**Q 8 自宅以外の場所を起点（終点）として、利用することはできますか。**

- A 8 中学生以上の障害児者については利用できます。
- ただし、社会参加・余暇活動の達成を目的とした利用を可としたものであり、通学・通所等の送迎の代替とみなされる利用は認められません。（通学・通所支援可として支給決定した者についてはこの限りではありません。）

**Q 9 生活介護（起点）の帰りに、プールに行く場合の利用はできますか。**

A 9 生活介護（起点）～目的地（プール）～自宅（終点）の移動に利用できます。  
ただし、社会参加・余暇活動の達成を目的とした利用を可としたものであり、通所の送迎の代替とみなされる利用は認められません。プール利用中の介護については、Q12を参照。

**Q10 通学・通所・通勤の送迎に利用できますか。**

A10 利用できません。  
ただし、ひとり親家庭や普段送迎えを行っている介護者が病気や障害、高齢、就労などの理由で送迎ができず、他に介護者がいない場合等の、通学・通所については、特に必要と認められる場合において支給決定しています。障害福祉課にご相談ください。

**Q11 通所利用は、介護者の事情等を考慮して特に必要と認められる場合とありますが、通所利用の対象となる通所先とはどこですか。**

A11 通所利用の支給決定にあたっては、本人や介護者等の事情を聞き取った上で、判断しており、通所先の対象を一概に決めているものではありません。障害福祉課にご相談ください。

**Q12 プール利用中の介護はできますか。**

A12 居宅とプール施設との送迎、プールサイドでの待機（トイレの付き添い、身体を拭くなどの行為）や着替えの介助、安全確保のためやプールから上がる際などの介助も含めて、プール内にいる時間は支給対象です。なお、プール内での遊泳介助は移動支援サービスの業務範囲ではありません。

**Q13 ガイドヘルパーが運転する車で目的地まで移動することはできますか。**

A13 移動支援は、「常時介護できる状態で付き添う」ことが前提であり、ガイドヘルパーが運転している間の算定はできません。なお、車での移送にあたっては、道路運送法に抵触（無許可営業にあたる）することがあるのでご注意ください。

**Q14 移動支援の起点（自宅や自宅外を起点とした場合も含む）までのガイドヘルパーの交通費は誰が負担するのですか。**

A14 事業の実施地域内であれば、ガイドヘルパーが出向く費用については事業者が負担します。ただし、通常の事業の実施地域を超えた部分のガイドヘルパーの交通費は、利用者が負担します。

**Q15 付き添い中のガイドヘルパーの交通費は誰が負担するのですか。**

A15 出発地から目的地までの移動の介護に要する交通費は、事業の実施地域を問わず、ガイドヘルパー、利用者分ともに利用者が負担します。

**Q16 付き添い中のガイドヘルパーの食事費用は誰が負担するのですか。**

A16 原則、ガイドヘルパー（又は事業者）が支払うこととなりますが、その場の状況等にもより、一概には断定できない場合がありますので、別途事業者と利用者間で協議してください。

**Q17 ガイドヘルパーの映画・コンサート・遊園地等の入場料は、誰が負担するのですか。**

A17 場内での支援を行う必要がある場合の入場料は、利用者負担となります。

**Q18 業務の途中でガイドヘルパーの交代ができますか。**

A18 同じ事業者のガイドヘルパーによる途中交代については、長時間の業務となることもあるため、可能です。その旨実績記録票に記載してください。

**Q19 突発的利用ができますか。**

A19 事業者が受けられる場合はできます。ただし、支給量を超える場合（Q4参照）は市に請求できません。

**Q20 入院中の利用はできますか。**

A20 原則、利用できません（入院中の外出は不可）。  
ただし、退院準備等のため、一時帰宅する際及び一時帰宅中の利用はできます。  
入退院時の付き添いも利用できます。

**Q21 施設入所者の利用はできますか。**

A21 施設入所中は原則、利用できません。

**Q22 ショートステイ（短期入所）の送迎に利用できますか。**

A22 短期入所事業所の送迎がなく、他に介護者がいない場合は、利用できます。

**Q23 ショートステイ（短期入所）利用中の日中に利用できますか。**

A23 短期入所事業所の請求を半日請求にすることで、利用できます。ただし、短期入所事業所と事前調整が必要です。

**Q24 身体介護「あり」「なし」の区分とは何ですか。**

A24 日常生活において、「食事」「排泄」「入浴」「移動」「行動」いずれかにおいて、身体介助が発生する状態にあるかどうかで支給決定時に判断します。受給者証に「身体介護あり」又は「身体介護なし」と記載しています。  
サービス利用にあたり、身体介護あり、なしで単価が異なります。

**Q25 利用できる事業者はどこですか。**

A25 鎌倉市に登録している事業者になります。「福祉の手引」をご覧ください。  
「福祉の手引」は、障害福祉課の窓口で配布のほか、市のホームページでご覧いただけます。

**Q26 利用者の上限負担月額を決定する、利用者の属する世帯の範囲とは何ですか。**

A26 障害者等（18歳以上）の場合は、「本人と配偶者」になります。  
障害児等の場合は、「保護者の属する住民基本台帳上の世帯」になります。

**Q27 通学支援加算の対象者は誰か。**

A27 受給者証に「通学支援可」と記載がある者が対象です。通学支援加算の請求にあたり、サービス利用実績表の備考欄に「通学」と記載し、通学支援加算を請求した対象者が分かるようにしてください。

**Q28 通学の利用を認められており、学校（起点）の帰りに、放課後等デイサービス（終点）に行く場合は、通学支援加算の対象となりますか。**

A28 対象となりません。通学支援加算の対象は、自宅（起点）～学校（終点）、学校（起点）～自宅（終点）です。学校の帰りに放課後等デイサービスに行く場合は、通学支援加算の対象外です。なお、放課後等デイサービスにおいて、送迎がある場合は、そちらの利用が優先されます。